

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和7年6月23日（月） 午前10時6分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第52号 田彦中学校給食備品購入売買契約の締結について

2 請願・陳情

陳情第22号 保育所や幼稚園，小中学校，高校，特別支援学校，福祉施設における緊急時の選定療養費徴収の運用の中止を求めることについて

○出席委員 8名

文教福祉委員会	清水健司	委員長
	萩原健	副委員長
	大久保清美	委員
	宇田貴子	委員
	大内健寿	委員
	山田恵子	委員
	北原祐二	委員
	海野富男	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

総務部	永井四十三	契約検査課長
	小室剛	契約検査課係長
保健福祉部	鈴木秀文	保健福祉部長兼福祉事務所長
	横山幸一	介護保険課長
	佐藤弘子	介護保険課長補佐
	西野貴弘	保健福祉部参事兼健康推進課長
	小石川直人	健康推進課長補佐兼係長

	佐藤由季	健康推進課技佐
	佐藤容子	健康推進課係長
	望月奈々	高齢福祉課長
	石川香理	高齢福祉課技佐兼在宅医療・介護連携推進室長
	野澤真由美	高齢福祉課係長
	森田正亮	高齢福祉課主事
子ども部	藤咲裕之	子ども部長兼福祉事務所長
	出澤慶蔵	幼児保育課長
	金子敬志	幼児保育課長補佐
教育委員会事務局	箱崎勝子	教育部長
	金澤幸浩	保健給食課長
	佐藤洋介	保健給食課長補佐兼係長
	小澤完	保健給食課係長
	篠原麻依	保健給食課係長
	田村寿俊	教育委員会事務局参事兼指導課長
	國府田庄一	指導課長補佐兼教育研究所長
	加藤理	指導課長補佐
	近藤貴史	中央図書館長
	西野剛	中央図書館主幹

○事務局職員出席者

議会事務局	根本光恵	参事兼次長
	石川浩之	係長

文 教 福 祉 委 員 会

令和7年6月23日（月）

＊開会に先立ち、各部長から４月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

１０時６分 開会

○清水（健）委員長 それでは、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案１件、陳情１件、以上２件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に陳情を審査したいと思います。また、執行部から２件の所管事項の説明の申し出がありますので、陳情審査終了後に説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、異議なしと認め、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは最初に、議案第５２号 田彦中学校給食備品購入売買契約の締結についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和７年定例会、第２回６月定例会、議案、議案第５２号の順にフォルダをお開きください。また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。よろしいでしょうか。

提出者の説明をお願いします。箱崎教育部長。説明につきましては、着座にてお願いいたします。

○箱崎教育部長 それでは、議案第５２号 田彦中学校給食備品購入売買契約の締結についてご説明申し上げます。

田彦中学校の給食備品の購入につきましては、指名競争入札の結果、落札者となりました日立調理機株式会社と契約金額９，２０７万円で売買契約を締結しようとするものであります。

本市の学校給食施設におきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、調理場の床を乾いた状態で使用することで室内の室温を低く保ち、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を少なくするため、調理場のドライシステム化を推進しております。

今回の契約につきましては、１日最大５００食の調理能力を備えた給食室を整備するため、ドライシステム対応の調理機器、厨房設備の整備を行うためのものであります。

契約期間につきましては、令和８年４月からの給食開始を目指し、令和８年３月３１日までを契約期間としているところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 お聞きします。本市学校施設、小中学校を含めて、ドライシステム化は大分進んできております。現状、この田彦中学校が終わって、今後市内の学校をどういう形でそのドライシステム化、どこまで進んでいるのか、残りがどれくらいあるのか、そこら辺をちょっとご説明をいただきたいと思います。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

本市、ドライ化につきまして給食室の改修を行っておりまして、あと残っておりますのが、市毛小学校、それから高野小学校、あとは堀口小学校の、以上3つとなっております。それで一通りの改修が終わることになります。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 じゃ、残りの市毛、高野、堀口に関しては、タイムスケジュール的にはどのような形で今後進んでいきますでしょうか。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 ただいまの予定でございますが、高野小学校につきましては、本年10月から開始を予定しております。それからあと、市毛小学校につきましては、来年いっぱい、令和8年度で改修を終わる予定です。それから、堀口小学校のほうにおきまして、令和9年度には改修を終わる予定となっております。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。

それで、済んで、ドライシステム化になった学校等が数多くあるわけなんですけど、現場の声としては、ドライシステム化になって様々なメリット、またはデメリットもあるのかもしれませんが、そこら辺の声というのはどういう声現場から上がっていますか。把握している間で教えていただければと思うんですが。

○清水（健）委員長 佐藤保健給食課長補佐兼係長。

○佐藤保健給食課長補佐兼係長 現場からの声といたしましては、ドライシステム化により給食室が衛生的に保たれることになって、安全・安心な給食を提供できるようになったというお声をいただいている一方、長年非ドライのウェットタイプのところでお仕事をされてきた方につきましては、なかなか順応するのが難しいということでご苦労されているという声も聞いております。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 確認なんですけど、先日ちょっと金属破片が入ったという報道がありました。それはもうドライシステム化された調理場から、あれは出ていらっしゃるんですよね。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 先日の案件につきましても、既にドライシステム化されたところからの事案でございました。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 その後、その原因の究明等も現場含めてやられていると思うんですが、どういった状況なのか、その進展はあるのかなのか、ご答弁お願いいたします。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 原因の究明でございますが、現場のほう、保健所等立会いがありまして、一応確認はしておるんですが、なかなか原因の究明には至っていないところが事実でございます。

○清水（健）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。今後そういった事故もないような形で、新しいドライシステム化が進んでいますので、ぜひとも現場を含めてよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○清水（健）委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。海野委員。

○海野委員 説明資料というか、参考資料、こちらのほうのページ、3ページ、4ページですか、設備器具明細書、この中で、私素人だからちょっと分からないんですが、図面番号の下にA4、欠番（移設品）、あとはD5の欠番（移設品）、これはどういったものなのか、教えてくださいませんか。

○清水（健）委員長 佐藤保健給食課長補佐兼係長。

○佐藤保健給食課長補佐兼係長 当初は、こちらのほうに品名のほうが入っていたんですけども、調整、実際に発注する前段階で、他校から活用できるものとして移設をできるものを調査いたしまして、結果、移設ができたということで、新規での購入は削除という形になったものでございます。

○清水（健）委員長 海野委員。

○海野委員 ありがとうございます。十分使えるということで、移設されたんだと思うんですが、ただいま同僚議員の大内（健）議員から言われたように、いろんな異物が入るような、そういったことはないんですよ。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 移設品につきましては、十分性能等確認いたしまして、特に問題がないということで使用することとしております。

○清水（健）委員長 海野委員。

○海野委員 ありがとうございました。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

今回新たに付託されました陳情第22号 保育所や幼稚園，小中学校，高校，特別支援学校，福祉施設における緊急時の選定療養費徴収の運用の中止を求めることについてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただき，全議員共通，常任委員会，文教福祉委員会，令和7年度，令和7年6月23日，配付資料，陳情第22号の順にお開きください。

事務局職員に朗読させます。石川係長。

(事務局朗読)

○清水（健）委員長 本件につきまして，何かご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。宇田委員。

○宇田委員 本陳情の趣旨は，緊急時の選定療養費を徴収すること，そのものの可否ではなく，少なくとも保育所や幼稚園，小中学校，高校，特別支援学校，福祉施設については，その徴収をやめてほしいということを求めるものです。

そこで，まず昨年12月2日から始まった緊急時における選定療養費の徴収の全体的な運用状況について，市がつかんでいる範囲で分かることを教えていただければと思います。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼健康推進課長。

○西野保健福祉部参事兼健康推進課長 救急搬送に伴います選定療養費の徴収，運用におきまして，対象病院をはじめ，多くの意見，要望等が出されている状況でありますけれども，それを受けて，県が1か月もしくは2か月に1度の割合で検証会議というものをウェブにて取り行っております。

その会議のメンバーとして，本市では健康推進課と消防本部が入っておりますので，県から送られてくるその調査結果等に基づいて，情報提供を兼ねて，全体像ということですので，ご報告をさせていただきます。

まず，徴収が開始された12月2日から4月30日までの5か月間の累計となりますが，今回対象となっている県内22の病院，本市は病床数302あるひたちなか総合病院のみとなっておりますが，そういった22の病院に救急搬送された件数が3万5,103件となっております。そのうち救急を要しないと判断され，実際に徴収をされた件数が1,370件，割合にして3.9%となっております。

ただ，22の病院のうち，徴収率に大きな差が生じています。一番多い病院，これ，名前は県のほうから明かされておりませんが，14.9%，2,032件救急車で運ばれてきた中での302件に徴収がされたということです。次いで10.2%，8.4，5.3と続いております。

一方で，徴収率が2%以下の病院も13病院あります。病院の判断に大きな隔たりがあるということが伺えます。

ちなみに，この選定療養費は病院によって額が違いまして，筑波大学病院が一番高く1万3,200円，次，土浦協同と筑波メディカルが1万1,000円となっております。それ以外は1病院を除いて1回7,700円，本市のひたちなか総合も7,700円であります。

次に，搬送され，選定療養費を徴収された症状別の件数であります。1,370件のうち，1位が腹痛であります。109件，8%です。2位が風邪の症状，7.3%。3位がめまい，

ふらつき 6.6 となっています。以下、打撲、発熱、軽度の切り傷、腰痛、嘔吐となっています。

中には、例えば下痢、泥酔、鼻血、こむら返り、高血圧、失神、あとムカデに刺された、かまれたなど、確かにこれはどうなのかなというものも実際にありました。

次に、年齢区分による徴収された件数ですが、18歳未満のうち、まず新生児が運ばれた際には0件、乳幼児が運ばれた際は93件、7歳から18歳までのいわゆる少年が68件、19歳から64歳の成人が634件、65歳以上の高齢者が575件となっています。全体の46%が成人で、42%が高齢者ですので、大人の搬送で86%を占めております。

続きまして、福島、栃木、群馬、千葉、埼玉の近隣5県、この救急搬送の件数の比較であります。ほかの県は、前年の同じ月で5%前後増えておりますけども、茨城県のみ、前年比2.2%の減となっており、この取組の影響が出ているものというふうに分析をしております。

そして、ひたちなか・東海広域事務組合の搬送件数につきましても、3,653件と前年比で147件減っております。割合として3.9%の減であります。

なお、病院ごとの、先ほど申し上げましたとおり、病院ごとの徴収判断にばらつきがありますので、これは平準化していかななくてはいけないということで、平準化に向けた検討ワーキンググループを立ち上げて、早速6月3日に1回目の協議が行われたというふうに伺っております。

7月号の県広報紙「ひばり」に折り込んで、新聞購読世代に配布する予定とのことですが、「県民の皆様へ」ということで第2弾のリーフレットの案が県から来ておりまして、現在関係部署の意見を聞きながら、最終の手直しを行っているようであります。

その背景といたしましては、さきの3月の議会で、つくば市などにおいて、同様の趣旨において検証を求めるという請願が出されまして、県に対して意見書が提出されたというふうに伺っております。そういったものも影響されているのかもしれませんが、こちらのパンフレットの中に、緊急性があると判断される可能性が高い主な具体的な事例ということで、15歳未満と15歳以上に分けて具体的に提示をされております。

それと参考までに、先日消防担当者と意見交換を行いました。その中で、消防のほうからは、調査結果は若干減少結果となっているけれども、現場としては減ったという実感はあまり感じていないということです。それから、消防が直接この選定療養費徴収の苦情を受けたことは、1度もこれまでにないということです。

15歳以上の大人が#7119、15歳未満の子どもは#8000番、これ24時間365日対応しているということですが、これは県内に事務所が、コールセンターがあるのかなと私も思っていたんですが、実は横浜にあるコールセンターが受託をしていて、看護師が電話の窓口に出るわけではなく、一般の方が出て、後ろに看護師が控えていると。その都度疑問な点は看護師等に聞きながらやっているというようなことが、情報提供がございました。

以上、救急搬送における選定療養費の徴収開始以来5か月における状況の変化について、ご報告させていただきました。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 全体的な状況を丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。

そして、本陳情で挙げられている施設には、養護教諭や看護師がおり、あるいは他の職員についても救命救急などの研修を定期的に受けているものと思います。また、施設に職員が1人しかいないという状況は考えられず、常に複数の目で子どもたちや入所者さんの対応に当たり、判断することができていることと思います。したがって、救急車を要請する事態が生じた際にも、複数の職員による専門的な見地から救急車要請の判断が行われており、今ご説明にあったような、鼻血が出たとか切り傷とか、そういうことで簡単に救急要請するような、そういうことではないというふうに考えてよいと思います。

そこで、本日は幼児保育課、教育委員会、介護保険課、それぞれの担当課さんがいらっしゃっておりますので、それぞれの施設での救急搬送の状況について、把握している範囲でいいので、教えていただければと思います。

○清水（健）委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

幼児保育課といたしましては、市内の公立・私立の保育所、幼稚園、認可外の保育施設、計40施設ございます。こちらのほうに確認の作業を行いました。

確認の結果でございますが、12月2日の制度開始から6月の一応18日までになります。こちらの間で救急搬送された件数は、3件でございます。このうち選定療養費、こちらを請求されたケースはございません。

以上です。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 学校のほうでございますが、4月以降、県のほうから、学校のほうで救急搬送があった際には報告するようというところで話が来ておりまして、4月以降こちらのほうで把握しているものとしましては、救急搬送につきましては5件、選定療養費を徴収されたという話はございません。

以上になります。

○清水（健）委員長 横山介護保険課長。

○横山介護保険課長 福祉施設の状況についてお答えいたします。

先ほど西野参事のほうから話もありましたが、やはり高齢者のほうは非常に多いと。搬送する件数が多いということで、高齢者は全体の42%という話があったと思うんですが、そのうち介護施設からの搬送は約10%ぐらいでございます。

というところで、この選定療養費ができてからの状況はつかめておりませんが、令和6年度救急搬送された件数は475件というふうに確認しております。その中で、選定療養費が取られた、取られないという状況は把握しておりません。ただ、苦情はないと言っていた状況でございます。

以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 今お話しいただいたように、それぞれの施設では本当に適切な判断によって適切に救急要請がされているというふうに考えます。しかし、選定療養費を徴収するというような制度ができしまっている以上、選定療養費を徴収されるかもしれない事態を想定しておくことが必要になっていると思います。

県は、＃８０００番に電話をして、相談をして、救急要請が必要だという判断されれば、仮に病院から請求されても払わなくて済むようにするというようなことも言っているようですが、しかし一刻を争う場面で＃８０００番に必ず電話ができるか、電話はすぐつながるのかという問題もあります。また、電話でそのような判断を仰ぐということは、そもそもそれぞれの施設の専門職員の専門性を否定するような、軽んじているようなことにもつながるのではないかと思います。そこで、あるいは選定療養費を徴収された場合に誰がそれを払うのかということも問題になるというふうに思っています。

そこで、選定療養費の徴収への対応について、それぞれの担当課がどのように考えているのか、伺います。

○清水（健）委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 お答えします。

幼児保育課といたしましては、こちら、選定療養費の制度ができる以前から、例えば保育園、幼稚園等で園児が病気とかけがをした際に、園の判断で救急車を要請することについて、入園時とか入所時に書面等で保護者に、理解をしていますかというちょっと確認作業を行ったところ、４９施設のうち２７施設、こちらは入所時においてそういった確認作業を行っているという確認をいたしたところでございます。していないというところがまだ２０数施設ありますので、今後につきましてはやはり先ほどの選定療養費の話もありますけれども、園が保護者のほうによく説明を、情報共有をした上で、そういったときにはこうなりますよと、入所時のそういった文書等での保護者等との理解がやはり今後、全ての園とか、そこで広げていく必要があるのかなと、今のところ考えてございます。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 学校の事故におきましては、事故が起きた際、保護者のほうにも連絡を入れて、必要に応じて保護者のほうの同乗を求めているものもありますので、選定療養費の徴収に係りましては、もしそういう案件がありましたら、そのときに検討はさせていただきたいと。現状は何も用意はしておりません。

○清水（健）委員長 横山介護保険課長。

○横山介護保険課長 介護保険施設の対応についてお答えいたします。

そもそも福祉施設においては、救急時の対応というのは、選定療養費以前からしっかりとマニュアル化されまして、お医者さんの診断を受けてから救急車を呼ぶという体制ができております。また、今後、協力医療機関という介護施設に協力していただける医療機関を設定するようなことをするようにと国から指針が来ておりまして、令和９年度までに協力医療機関を設定

する予定となっております。そういった機関や応診先の先生等にまず診てもらって、救急車を呼ぶような今後体制ができてくるのではないかなというふうに思っております。

また、家族等の契約に関しましては、入所時にしっかりと契約を交わさせてもらって、こういった選定療養費も含めて、こういった対応をするかというのを家族としっかり協議をしていると。そういったところは今後、市としましても、運営指導等を通して、今後もしっかり対応できるような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 いろいろありがとうございました。そういうことで、本来不適切な利用などあり得ないこれらの施設において、それでもこういう制度があるために面倒な仕事が増えたり、保護者やご家族との間でのトラブルの原因になりかねません。選定療養費を徴収された場合に誰がそれを払うのかということをこれから取り決めなきゃならないというようなことが出てくるんじゃないかと思います。

何より施設の職員の専門性を否定し、職員が緊急時に救急要請をすることをためらう要因になりかねません。したがって、このような施設からの緊急時の選定療養費徴収の運用を中止することは妥当であり、本陳情は採択すべきと考えます。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありましたらお願いいたします。北原委員。

○北原委員 今、様々な確認をさせていただいて、把握もさせていただきました。本当にちゅうちょすることなく、やっぱり命のほうが大切でありますから、対応のほうはしっかりとしていかなくちやいけないなというふうなのもあります。

ただ、救急の話で、先ほどもあったように、救急の出動件数というのは、実際の現場のところでも減少に至っているというような実感はないというような、先ほどお話もありましたし、いろんなことはちょっと慎重に考えなくちやいけないのかなというふうにも思っています。

そうした中で、この陳情の中にある、今、例えば、何ですか、＃８０００番に電話をして、救急のほうの、救急車を呼んでくださいと言ったにもかかわらず徴収をされたという、実際の状況があったと。これ、私もちょっと調べてみると、水戸市のほうであったのかなというふうにも思います。これは６月のところでも、新聞報道等とかニュースのほうでもあったと思いますけれども、今茨城県のほうでも、これは学校の、各教育委員会のほうも含めて、今そういうふうに８０００番に電話した場合には徴収はしないよということは、県のほうが今周知のほうを図っているかと思います。

そういうところで見たときに、今、幼児保育課もそうですけれども、おのおのの今、陳情のところにあるように、保育所、幼稚園、小中学校、また特別支援学校と福祉関係のところ、おのおののこれで対応の周知の状況というのはどういうふうになっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○清水（健）委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 こちら、各幼稚園とか保育所の周知の方向につきましては、茨城県の教育庁の経由と、あとは保健福祉部のほうからの経由とございまして、まず、令和６年１１月６

日に茨城県の教育庁の学校教育部、保健体育から救急搬送における選定療養費の徴収についてというところで、ポスターとかリーフレット、こちらのほうの周知の依頼がありましたので、こちらにつきましても、11月6日に幼稚園、保育所等に配布してございます。

同じく11月26日には、こちら保健福祉医療の医療政策課のほうから、同じくポスターとかこういったものが送られてきましたので、こちらも併せまして、保育園とか幼稚園にメール等で配布してございます。併せまして、今年度になりましても、4月19日にやはり県の医療政策課のほうからそういった、またポスターとかリーフレットが送られてきましたので、併せまして各幼稚園、保育所のほうに周知をしたところでございます。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 学校におきましては、今ご説明がありました幼児関係の施設と同じように、県の教育庁及び県医療政策課のほうから周知が来たものについては、同じように学校のほうに周知させていただいております。

議員さんからあったように、＃8000番を使った相談であれば原則取らないという話は、4月17日付の医療部長からの通知の中でうたわれておりますので、その旨もしっかり学校のほうには伝えてあります。

○清水（健）委員長 横山介護保険課長。

○横山介護保険課長 介護施設につきましては、直接、医療政策課のほうから各福祉施設に周知のパンフレット等を配って、周知しているという状況でございます。市の介護保険課でも、健康推進課から預かっていますので、窓口等で周知しているところでございます。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。今のように、県のほうがいろんな周知のほうは図っているのかなと思いますし、これは本当に命に関わることなので、そこでちゅうちょすることというのは本当にあってはならないというふうに、私は、それは大原則というか、あります。ただ、やっぱり消防の観点で見たときの、この辺のバランスもやっぱり考えなくちゃいけないということは、多分県のほうがいろんな主導をしながら、指導のほうをしているのかなと思いますので、引き続き、市のところで行える所管の部分はしっかりと周知のほうをしていただきながら、本当に迷ったらやっぱり8000番のほうにかけていただいて、そしてその指示を仰ぎながら、こうだったら安心なんで絶対にちゅうちょしないで連絡というか、行動を起こしてほしいということを進めていただければというふうに思いますので。よろしく願いいたします。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありましたらお願いします。海野委員。

○海野委員 ただいま北原委員から説明があったと思うんですが、実際に、6月21日の読売新聞に載っているんですが、水戸の小中学校で選定医療費を請求されたと。これは1月に市立小で授業中に児童が手にけがをして緊急搬送されたほか、2月には別の市立中学校で体育の授業中に生徒が顔にけがを負い救急車で運ばれた。いずれも教員の判断で要請したが、病院は緊急性がないと判断し、徴収対象となっています。

確かに、＃７１１９、＃８０００番に緊急性があるかどうか確かめればよかったのですが、これ本当に子どものことを考えれば、ちゅうちょなく１１９番したと思われるんですが、それに対して県のほうは、この＃７１１９、＃８０００番に電話をしていただければ、そこで救急車の対応を承認された場合には、それを医療機関に言えば選定医療費を取らないと、そういうふうに書いてあります。

確かにこれは命に関わることなので、本当に大事な陳情なんです。もともと選定医療費というのは何でしょうかというのをちょっと調べてみたんですが、目的として、医療機能分化促進、専門的な医療機関を選定するということ、大学病院を紹介状なしで受診する患者の抑制、そして免除されるケースとしては緊急搬送、紹介状あり、定期検診など。対象医療機関は特定機能病院、地域医療支援病院。金額が初診の場合７，０００円以上、再診の場合は３，０００円以上と。これがどうしてできてきたのかというと、健康保険法という法律がありまして、その健康保険法の位置づけとして、こういった選定医療費の制度ができてきているんだと思うので、確かに緊急性のある場合はちゅうちょなく呼ぶべきでしょうし、ただ呼んだにしても——これ、ちょっと待ってください。この相談をするところ、＃７１１９と＃８０００番の電話回線がどれだけあるのか、そして人員が常にすぐ対応できるのか、こういったこともやはりよく調べてみないと、本当に電話がつながらないような状態では困ると思うので、私は慎重にもう少し、よく県なり国なり相談してみて、この結論を出してみたいと思います。

以上です。

○清水（健）委員長 質問ではなくですか。

○海野委員 質問ではありません。

○清水（健）委員長 承知しました。ほかにご意見等ありましたら発言をお願いします。いかがでしょうか。大久保委員。

○大久保委員 現場の要するに先生方とか、それから福祉の職員さん、そちらからの声というのは、市のほうには何か届いているのでしょうか。

○清水（健）委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 市内の保育所、幼稚園と認可外保育施設のほうからは、今のところそういった声はございません。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 学校につきましても、特に学校現場からそういう声は上がってはおりません。

○清水（健）委員長 横山介護保険課長。

○横山介護保険課長 意見というか、幾つか、事業所のほう、今回の選定療養費等の意見を聞いてみたんですが、福祉的には先ほども申しましたとおり、選定療養費につきましてはしっかりと応診先の先生とか、協力医療機関の先生にまずお話を聞いて、症状を話して、また近くに病院等ありますので、その先生に診てもらって救急搬送しているので、選定療養費がかからないといえますか、取られたものがないというような意見が非常に多かったという状況がござい

ます。

以上です。

○清水（健）委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにご意見等ありましたらお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前１０時４９分 休憩

午前１０時５１分 再開

○清水（健）委員長 それでは、再開いたします。

ご意見等があればお願いいたします。大内（健）委員。

○大内（健）委員 ただいま委員からの質問、また執行部側から丁寧な現状の説明等を頂戴いたしました。茨城県のほうも、保健医療部のほう、３月２７日付で緊急搬送における選定療養費の徴収に関する検証と結果というのを出しております。その状況から見て、救急搬送に関しては、近隣５県を見ますと、茨城県が９９．５％という形で検証、ほかの福島、栃木、群馬、埼玉、千葉に関しては、逼迫する救急車の搬送状況が出て、やはり増加しているという状況です。やっぱり県としても、ある程度指針を出していきまして、命に関わるような緊急時には、これまでどおりに迷わず救急車を呼んでいただきたい。また、救急車を呼ぶべきか迷った場合は、茨城県救急電話相談に電話していただきたいと。それで、県のほうも、＃８０００番、それから７１１９ですか、そちらのほうの電話がつかないとか、そういったやはり苦情等も県民等からいただいているような状況であります。ただ、その対応として、回線を増やして対応しているというような状況もあります。様々、県も対応をしているような状況でございますので、ここ数か月等でも、やはりいろいろな部分で課題をクリアしていく、また新しい検証の声、また現場の声等が上がってくると思います。当委員会としても、継続してこの案件を検証していきたいと思いますので、継続審議で委員長、お願いしたいと思います。

○清水（健）委員長 ただいま、継続審査を希望する声がありましたが、意見等も多々出ておりますが、これから継続審査案件とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、本件は慎重審査をする必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了します。

執行部入替えのため、暫時休憩します。

（執行部入替え）

午前１０時５３分 休憩

午前１０時５６分 再開

○清水（健）委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、執行部から説明の申し出が2件ありますので、所管事項説明に入ります。

配付資料のフォルダに戻っていただきまして、中央図書館資料をお開きください。

中央図書館基本設計について、執行部より説明を願います。箱崎教育部長。説明は着座にてお願いいたします。

○箱崎教育部長 本日は、新中央図書館の基本設計について説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

先日の全員協議会におきましては、概要のご説明とさせていただきましたが、改めまして、少し詳しく資料に沿って担当者より説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 着座でよろしいでしょうか。

本日は説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。引き続き、私のほうから基本設計につきましてご説明のほうを差し上げたいと思います。

昨年10月に株式会社山下設計に発注いたしました設計業務につきましては、4月に基本設計のほうがまとまったところでございます。資料のほうをご覧くださいまして、資料の2ページ、表紙をめくっていただきまして、2ページをお開きいただければと思います。

2ページの案内図をご覧くださいますと、案内図中、赤い斜線部分、東石川第4公園の敷地、約3万平米のうちの青で囲んだ範囲、約9,000平米に、構造が鉄筋コンクリート、一部鉄骨造、階数が地上2階建ての図書館建屋を整備いたします。延床面積は約4,500平米、収蔵可能冊数は約40万冊となります。現在の中央図書館の延床面積が約1,868平米、蔵書が約25万冊を有しておりますので、新図書館は面積で比較しますと、現在の約2.4倍の大きさになり、収蔵冊数では現在の蔵書数からさらに約15万冊増やすことが可能となっております。

開館までの事業スケジュールにつきましては、今年度中に実施設計を完了いたしまして、令和8年度及び9年度に新築工事を行い、移転作業、引越作業等を経まして、令和10年度中の開館を目指してまいります。

続きまして、3ページをお開きください。

心地よい緑の中で、ひたちなかの魅力に出会える、交流・情報・創造拠点を設計のコンセプトといたしまして、青字の1点目、まちとつながる図書館、2点目、新たな本と出会えるシビックリングを骨格とした図書館、3点目、安心して利用できる図書館、こちらの3つを、青字の3つも含めてコンセプトといたしております。

3ページの図につきましては、整備地を南東方向からの上空から見下ろした鳥瞰図となっております。

続きまして、資料の4ページのほうをお開きいただきます。

先ほどのコンセプトの青字の1点目、まちとつながる図書館につきまして、ページ右上のイメージ図にありますように、勝田駅方面側と公園側からの2か所に出入口を設け、それぞれの

アプローチ空間に、西側はまちかどひろば、東側は公園ひろばと記載しておりますが、それぞれ広場を整備いたします。東西それぞれの側から広場を介して図書館内へとつながるアプローチ空間といたしてまいります。

ページ下段には、それぞれ広場のイメージ図が掲載しております。左側のまちかどひろば、右側の公園ひろば、共になるべく既存の樹木を生かしつつ緑ある環境といたしまして、木陰などにはベンチを配置するなど、またイベントでの活用なども想定をいたしております。

続きまして、5ページをお開きください。

コンセプトの青字の2点目になります。シビックリングを骨格とした図書館についてでございます。図面を見ていただきますと、中央の書架の周りにシビックリングというネーミングの回遊空間を設けまして、ひたちなか市ならではの情報や市の魅力に出会える様々な展示、情報発信を行いますとともに、少し広くなっているようなスペースを使いましてはイベントなども開催することができ、シビックリングを巡ることでひたちなかの魅力に出会える図書館としてまいりたいと考えております。

図面を見ていただきますと、左側の1階の図面には、青丸で想定され得る様々なテーマの特集や展示、イベントなどを記載しております。また、赤字で記載しておりますものは、昨年度行いました市民ワークショップで、市民の皆様からいただいたアイデアを載せております。

右側のほうの図面は、2階の図面になります。2階も、階段を上がってシビックリングが回っておりまして、リングに沿って様々な企画展示のアイデアのほうを記載させていただいております。

実際のシビックリングの運用では、庁内関係各課とも連携をしながら、様々な分野で、ひたちなか市の魅力発信に向けまして、効果的にシビックリングを活用していきたいと考えております。

続いて、6ページをお開きください。

コンセプトの3点目になります。誰もが安心して利用できる図書館についてでございます。上段にあります図面は、書室のレイアウトとなっております。日射の影響を受けにくいように、中央に一般書架を配置いたしまして、その周りに1階、2階、合わせて8つの活動エリアを適度な距離間で分散して配置する計画といたしております。また、現在の中央図書館が一般室と児童室が分離された、分かれた配置となっておりますのに対しまして、新図書館では、1階のワンフロア、同じフロアに、一般と児童のエリアを設けることといたしております。

1階の図面を見ていただきますと、西玄関から入りますと、左側すぐに雑誌新聞エリア、その先に進みますと、ピンク色で着色の児童エリアがありまして、絵本のエリアと児童書のエリアと、子どもの年齢に応じた2つのエリアを配置いたします。児童エリアの2つのエリアの間には、外に出られる子育てテラスを設ける予定でございます。

その先に進みますと、東玄関のほうになります。東玄関を入りますと、すぐ左手に飲食休憩エリア、それに隣接するようにティーンズエリアを配置いたしております。その先の水色で着色したエリアは管理エリアとなっております。その先、西側のまた玄関に戻ってまいりまして、

西側の玄関入って右側のところになりますが、こちらには講演会や映画会などでも利用ができます多目的室があります多目的エリアとなつてございます。

2階の図面のほうを見ていただきますと、北側寄りに郷土資料参考図書エリア、南側に学習エリア、その間には、2階も外に出て公園の緑が望める屋外テラスを整備いたします。また、1階管理エリアのすぐ上の2階のところは、閉架書庫を設置いたします。

1階は絵本エリア、児童図書エリア、飲食休憩エリアなどにぎわいのある空間、2階は学習室や読書室など静かな環境が求められる空間を配置いたしております。

下のイメージ図のほうでございます。左が1階の児童書架エリアを見た図、右が2階の郷土資料参考図書エリアから公園のほうに向かっての見え方が書いてある図になっております。2階の郷土資料参考図書エリアは、公園の緑が見え、良好な眺望を有した読書スペースになるものというふうに考えております。

次に、7ページのほうをお開きください。

7ページ、イラストが幾つか並んでおります一番左上のイメージ図に表示されておりますが、西玄関から時計回りにAからHまで、シビックリングの各地点でのイメージを載せております。館内は自然光を取り入れまして、中央の書架は白を基調とした柱、天井はやや明るいグレー系の色といたしまして、鉄骨で組んだトラス構造の天井とすることによりまして、明るくて開放的な吹き抜けの空間を実現いたしております。

吹き抜けになっておりますことで、2階からは館内全体が見渡せるようになっております。本棚も背の高い本棚ばかり並べるのではなく、見通しを確保し、圧迫感を軽減するために、低い本棚も一定程度割合使用いたしまして、開放感を確保しながらも、必要な冊数を配架できるよう検討をいたしました。

また、シビックリングには、本や資料を展示できる棚、本だけでなくオブジェなども展示できる平台、ソファや椅子なども複数箇所に配置する予定としております。

なお、家具や備品関係につきましては、これから実施設計の中で具体的な製品などは選定していく予定でおります。

続きまして、8ページを開きください。

8ページでございますが、このページの内容につきましては、おおむね今まで7ページまでの説明で申し上げてきた内容とかなり重複をいたしております。補足で申し上げることとしたしましては、東側玄関の脇にあります飲食休憩エリア、こちらにつきましては、議員はじめ市民の皆様からも要望をたくさんいただいておりますカフェの導入に向けての検討は今後も引き続き進めてまいります。

また、サービスカウンターにつきましては、館内のどこからでも見えやすい位置に配置をいたしております。

それから、館内2か所の階段以外に、2階への移動につきましては、1階のティーンズエリアと管理エリアの間のところにエレベーターを設置しており、そこから2階に上がることも可能となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。

9ページは、立面計画となっております。立面図をご覧くださいますと、外観は整備コストや熱効率、本の日焼けなどに配慮いたしまして、南側と西側は壁面を主体といたしております。また、北側と東側は、自然採光を取り入れられるよう、ガラス面を主体とした図になっております。立面図では、白い部分がガラス面になってございます。また、外壁につきましては、できるだけ周辺環境になじみ、上質感も感じられる計画としてまいります。部屋につきましては、中央の一般書架エリアは金属屋根、その他のエリアはシート防水を施した屋根で、基本的に平坦な屋根となっております。

ページ下段に記載がありますのが、環境計画とユニバーサル計画についてであります。環境計画につきましては、高断熱化、高効率機器を採用するなど、省エネ化を図り、ゼブレディに適合する建物としまして、ゼブレディの認証を取得してまいりたいと考えております。ユニバーサル計画ですが、誰もが安全に利用できるように、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した計画としてまいります。

続きまして、10ページをご覧ください。

図面のほうを見ていただきますと、駐車場は、公園の利用を含め約120台の駐車台数を用意しております。建物の南側と一部西側にL字型に駐車場は整備をいたしまして、車の出入りの動線が交錯しないように、一方通行とする計画といたしております。駐輪場は、西側のまちかどひろば側に2か所、駐輪台数にして、合わせて約80台の駐輪台数を確保いたします。植栽につきましては、できるだけ既存樹木を生かしつつ、維持管理コストも考慮しながら、実施設計に向けて今後さらに検討してまいりたいと考えております。

ページ下段のところに、概算工事費のほうに記載してございます。図書館本体工事としまして約41億7,000万円、駐車場を含む外構工事が約3億5,600万円で、全体工事費といたしましては、合計で約45億3,000万円を概算で見込んでおります。この金額は、基本設計での概算金額ということでありまして、物価高騰が続く中、今後も引き続きコスト意識を持ち、設計内容を精査し、実施設計におきましてもできるだけのコスト削減を図ってまいりたいと考えております。

資料の説明は以上となりますが、直近のスケジュールといたしまして、あさって25日より7月24日まで、この基本設計に係るパブリックコメントを実施する予定といたしております。建物の構造など、大きな変更は難しいところがございますけれども、いただいたご意見を踏まえながら、引き続き今後も実施設計を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○清水（健）委員長 それでは、これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。山田委員。

○山田委員 ご説明ありがとうございます。1点確認なんですけど、ユニバーサル計画ということで、授乳室とか親子トイレ、ベビーカーの置場ということを設定いただいておりますけど、トイレに関しては、今は育児で、お父さんも一緒に育児をするということで、トイレとい

うか、授乳室、また調乳するのにお父さんもやったりとか、おむつ交換もお父さんもやるという、そういう流れの、やる方が多いんですけど、そういうところはちゃんと取られているのか、お聞きします。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 質問にお答えいたします。

まず、今新しい図書館では、親子連れで来られた方に親子トイレ、それから授乳室、こういったものを整備する予定でおりまして、具体的に、まず親子トイレにつきましては、児童エリアの幼児エリアのほうのエリア内に設けております。また、授乳室と、あと調乳コーナー、調乳ができるコーナーも、併せて親子トイレと隣接して、1か所にまとめて、部屋は区切られておりますけども、整備する予定でございます。

○清水（健）委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。お父さんも子育てに参加することで、今あるようでないのが、お父さんが入れない、お母さんは授乳もすぐできるんですけど、おむつ交換をする場所がお父さんが入れないというところが多いということで、市民の方々も言ってますので、ぜひお父さんもできるような、そんなところにしていただきたいと思います。と思っています。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 環境計画の中で、省エネのいろいろな工夫はされるんだなということは分かったんですけども、再エネのことなんかは何か計画されているでしょうか。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 お答えいたします。

再エネということになりますと、例えば太陽光パネルとか、そういったエネルギーをつくり出すような機器等々になってくるかと思いますが、今の段階では、省エネには十分配慮した設計にしておりますが、再エネの設備等については、今の設計の中には入れてはおりません。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 太陽光パネルを貼れば、それだけ事業費も増えるわけですけども、長い目で見た場合にやはり必要なことではないかというふうに思いますので、検討していただければというふうに思います。

もう一点、パブコメを7月24日まで取るということでしたけども、より多くの市民から意見をいただくための取組、パブコメを取るに当たって何か考えていることはあるでしょうか。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 お答えいたします。

パブコメを実施するに当たりまして、今お示ししております基本設計の概要書について、市のホームページ等で公表することといたしております。また、市報にも案内は載るところでございますが、こういったホームページの内容を見ていただきますと、まず市民の皆様、基本設計の概要が確認できるということが1つございます。それ以外にも、今後機会を捉えまして、

いろいろな方々から、例えば具体的に言いますと、昨年のワークショップなども開かせていただきました。そういったところに参加された方々はじめ、今までいろいろご意見をいただききた方に対しましての、また意見をいただくなり、基本設計の内容を説明するための取組というのは今後も引き続き続けていきたいというふうに思っております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 短い期間ですので、もうすぐに始まるということなので、様々な意見を聞くという取組をしっかりとやっていただければと思います。

○清水（健）委員長 萩原委員。

○萩原委員 今の宇田委員の質問と同じになってしまいます。質問ではないんですが、この再生可能エネルギーを図書館に使用しないというのは、財政的な観点からも理解はするんですが、市としては再生可能エネルギービジョンを策定したばかりで、その中で、市が率先してやっていくんだと、公共施設に関しても、こういうのをどんどん取り入れていくとうたっているんで、そことの整合性がなかなか取れなくなってしまうので、これ必ず検討を続けていただきたいというのを切にお願いしたいと思います。お願いします。

○清水（健）委員長 要望ということによろしいですかね。

ほかに質疑ありませんか。北原委員。

○北原委員 いろんな説明、ありがとうございます。これ再三、先ほどもご説明あったように、カフェの検討というのもあって、これは私たちも意見のほうはさせていただいているもの、また市民の方々からもこうしたご意見はお聞きをしている中で、今のこのカフェの検討の、今の何というんですか、状況的なところ、分かる範囲でいいですけども、どのくらい何を進めているかということをつかれば教えてください。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 お答えいたします。

カフェの検討につきましては、今回、基本設計で図面のほう、配置のほうも出来上がったところでございますので、これから本格的に様々な事業者などにヒアリング等々行いまして、さらにカフェをここに導入できるかどうか、深い検討をこれから進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。まだ基本設計のところ、これからパブコメ含めて、実施設計に向けて、またヒアリング等々をやるということでもありますから、場所的な立地条件も含めて、やっぱり憩いの場でもありますので、しっかりと検討のほうを進めていただければというふうにも思います。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 太陽光パネルの件でちょっと強調しておきたいんですけども、私からも強調しておきたいんですけども、パネルを貼ればその分の事業費がかさむんですけども、長い目で見て

これからの維持費，３０年，４０年，５０年の電気代とかの維持費のシミュレーションといたしますか，当初予算と維持費とか考えていけば必ず安くなると思うんですよ。そういうこともしっかり担当課のほうから提案していただいて，ぜひ太陽光パネルを貼っていただければと思っていますので，よろしくお願いします。

○清水（健）委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは質疑なしと認め，質疑を終了します。

以上で新中央図書館基本設計についてを終了します。

次に，配付資料のフォルダに戻っていただき，高齢福祉課資料をお開きください。

介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて，執行部より説明をお願いいたします。

鈴木保健福祉部長。ご説明は着座にてお願いいたします。

○鈴木保健福祉部長 それでは，着座にて失礼いたします。

本日はお時間をいただきまして，ありがとうございます。保健福祉部から介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて説明いたします。

説明に先立ちまして，総合事業の見直しに関しまして，市の説明が行き届かなかったがために，市民の皆様，議員の皆様に不安を抱かせてしまったことに対して，まずおわび申し上げます。

説明会ではよく分からないので再度説明が聞きたいという事業者の皆様や，市報をご覧になった市民の皆様の問合せに改めて説明させていただいたところ，そういったことだったので理解できたなど，ほとんどの方にはご理解いただけたものかなと認識しております。

しかしながら，ご意見いただいた中には，説明がよく分からなかった，先に事業者が理解していれば市民にきちんと説明できたはず，時期は適切だったのかなどのご意見をいただきました。

一方，この総合事業の見直しはやらなければならないものであると，ほとんどの事業者の方はおっしゃっております。一連の手續において，我々の至らなさを痛感したところでございます。いただいた意見を真摯に受け止め，反省して，今後に生かしていきたいと考えております。

本日は，本委員会におきまして，遅ればせながら説明をさせていただきます。

それでは，担当課長より総合事業の見直しについて説明させていただきますので，どうぞよろしくお願いします。

○清水（健）委員長 望月高齢福祉課長。説明は着座でお願いいたします。

○望月高齢福祉課長 高齢福祉課，望月です。

それでは，介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして，１ページから資料に沿って説明いたします。

まず最初に，介護保険の給付と地域支援事業の違いについてという図になっております。左側が介護保険の給付，右側が地域支援事業となっております。介護保険の給付につきましては，

主に国が定めるものとなっておりますが、右側の地域支援事業につきましては、市町村が決めることが可能となっている事業となっております。今回見直しをいたしますこの総合事業は、地域支援事業の中の1つの事業でございます。

続きまして、2ページに移ります。今回の見直しを実施する経緯について説明いたします。

まず、事業の目的についてですが、この総合事業は地域支援事業の1つであり、平成27年度にこれから訪れる人生100年時代という人と地域の多様性に対応するため、全国一律の介護予防ではなく、市町村が地域の実情に応じた多様なサービスや活動を生み出し、介護予防と選択可能な生活支援で高齢者の自立した生活を支えることを目的として開始をされたものです。

今回の見直しに当たりましては、まず昨年8月に厚生労働省より地域支援事業実施要綱の改正が通知されました。このことは事業開始から10年が経過した現在、既に多くの市町村で急速なニーズの増大と担い手不足が進行している状況の中、地域差はあるものの、全国的に総合事業の進捗が十分でないとの国の分析からでした。また、国では、かねてより様々な検討会においてこの要介護1、要介護2についても、地域支援事業に移行すべく検討がされており、2027年の第10期計画までには結論が出されると決定されております。このため、市町村は、今計画内において早急に総合事業のサービスの実態把握と整理を行い、充実化していくために集中的に取り組んでいく必要があるということが示されました。

3ページに移ります。

この要綱の改正を受けまして、本市としましては、総合事業を見直す必要があるのではないかとということで検討を開始いたしました。本市として、改めて高齢者が元気で安心して暮らしていけるよう自立を支援し、必要な方に必要とされるサービスを適切に提供するため、どのような取組が必要かを考えました。

本市は、制度が開始されました平成27年度より介護予防・日常生活支援総合事業を県内で3番目に開始をいたし、また、介護保険の従前相当サービスに当たる健康向上通所型サービスだけでなく、市独自のサービスである健康維持通所型サービスと短期集中通所型サービスを同時に創設いたしました。さらには、高齢者のフレイル予防のための体操教室として、一般介護予防教室やときめき元気塾やシルバーリハビリ体操などの通いの場についても、体制を整備してきたところでございます。

そのような中、健康向上通所型サービスの利用が要支援者全体の86.9%を占めておりまして、市独自のサービスを設定しているにもかかわらず、市独自のサービスがうまく活用されていない状況があることが分かりました。このような経過を踏まえまして、県内でも先行して総合事業本来の目的にいま一度立ち返り、総合事業全体の活性化を図るために見直しが必要であると判断し、実施することといたしました。

続きまして、4ページに移ります。

4ページの資料は、平成16年の資料ですので少し古いものになりますが、社会保障審議会介護保険部会が見直しに関する意見書ということで出されたものです。介護保険制度が平成12年からスタートし、何度かの、幾度かの見直しをされながら現在に至っておりますが、17

年にも大きな見直しがあり、16年の部会においては、次のような3つのことが指摘されておりました。

読み上げますと、介護保険制度の本来の在り方から見れば、軽度者に対するサービスは利用者の要介護度の維持や改善につながることが期待されるが、実態としては、軽度者の改善率は低く、予防効果を示していないのではないかと。何でもしてあげるのがよい介護であるといった考え方が、かえって本人の能力の実現を妨げ、いわゆる廃用症候群を引き起こしているのではないかと。廃用症候群とは、活動量の低下や長期間の安静状態によって、身体機能が衰える状態のことを言います。また、家事代行型の訪問型サービスを利用し続けることにより、能力が次第に低下し、家事不能に陥る場合もあるのではないかと、こういったことが介護保険制度の設立の当初から言われてきたこととございます。

続きまして、5ページに移ります。

ここから今度は要支援者の状態像について説明をいたします。こちらは厚生労働省が発表している調査の内容によりますが、一番上段の赤いくくりのところ、要支援者の要支援状態となる原因の疾病ですとか状態が書かれております。これを見ますと、これらの数値から原因の1位、2位、3位を見ると、要支援者の多くがフレイルの状態であるということが分かるかと思えます。

続きまして、6ページ。6ページは、フレイルの特性になりますので、こちらは皆様、日頃からご覧かと思えますので、後でご覧いただければと思えます。

7ページになります。これらの要支援者の状態像など、また、ひたちなか市の総合事業のこれまでの経過なども踏まえまして、要支援認定の利用できるサービスの区分の明確化というのを考えたところでございます。

総合事業のサービスを利用する要支援認定者等は、状態により大きく2つに分かれるのではないかと考えます。1つには、終末期のがんやパーキンソン病、ALS等の進行性難病、認知症、精神疾患等を罹患している方です。これらの方は、より専門的な関わりと専門職の支援が必要であると考え、現在、ひたちなか市が提供するサービスである健康向上通所型サービスの利用が適切であるのではないかと考えます。

また、もう一つは、要支援認定者の多くは、先ほども申しましたとおり、フレイル、すなわち虚弱や脆弱の状態であり、このフレイルは適切な対策により、元の健康な状態に戻ることが可能であると言われております。日々の生活や行動を自己決定できる方々であり、利用者自身が日常生活における自立のための取組を総合的に学び、実践できるように支援すること、すなわちこれが自立支援を実施していくことが重要なのではないかと考え、市が提供しているサービスの中では、健康維持通所型サービスや短期集中通所型サービスの利用が適切であるのではないかと考えました。

今回の見直しでは、①の方々にはより専門的な支援と②の方々には自立支援のそれぞれのサービスをお一人お一人の状態に合わせて、適切かつ効果的に利用していただくため、利用できる要支援認定者等の区分を明確化したところでございます。

続きまして、ページが少し前後しますが、7ページから9ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。

今の7ページの説明から、この通所型サービス、今回の変更箇所について図で表してございますので、こちらをご覧ください。

上段が変更前になります。この赤囲いの利用対象者のところでございます。これまでは健康向上通所型サービス、健康維持通所型サービス、短期集中通所型サービス、この3つのサービスについて利用できる方は要支援1、要支援2、介護予防生活支援サービス事業対象者と呼ばれる方たちがこのサービスを利用することが可能でございました。ただ、対象者の状態像などは書いてあるとおりなのですが、特にこの利用対象者というところで、明確には利用対象者としてはこれらの要支援1の方と事業対象者の方たちが利用できるサービスとなっております。

今回の変更に伴いまして、下段の赤囲いのところになりますが、利用対象者のところ、健康向上通所型サービスにおいて、従前相当サービス、こちらについては、要支援1の方と要支援2の方、また、疾患の例として、終末期のがんや進行性難病、認知症や精神疾患等をお持ちの方というふうにさせていただきました。これは先ほども述べましたように、専門的関わりや専門的支援が必要な方々と考えたため、このように利用者区分を明確化いたしました。

1ページ戻っていただきまして、8ページに移っていただいてもよろしいでしょうか。

では、健康向上通所型サービスの利用状況と、見直し後の利用について説明をいたします。今回の見直しは、令和7年7月を基準としまして、7月以降に新規にサービスを利用する方が対象となっております。健康向上通所型サービス利用者は、令和7年3月末現在で494名でございました。今回の見直しにより、令和6年度の新規利用者の実績が120名であったことから、今回の見直しで対象になる方を約60名というふうに、新規120名の半数の60名程度というふうに想定をいたしました。これは、資料のほうには見込みと書いてありますが、正確には想定とさせていただきたいと思います。これは国の有識者会議などによりますと、要支援者の約9割がフレイルの状態であるとされております。9割がフレイルであるということは、9割の方は自立支援で補える可能性があるということになるのかと考えますが、しかしながら、私たちが現在そういったデータを、ひたちなか市としてのデータを持っていないことですか、また高齢者の要支援者の方々の状態像というのはお一人お一人様々でございますから、単純にこの国の9割という数字を実際に私たちの見直しに当てはめることができるかといったところでは、ないと考えました。そこで、今回は約半数の60ということで想定をさせていただいたというところでございます。

今回、新規利用者の方に対しましては、一人一人の状態を見ながら、その他の通所型サービスや訪問型サービス、また一般介護予防の通いの場であるときめき元気塾やシルバーリハビリ体操教室など、必要なサービスの提案をしていくこととなります。

そして、既にサービスを利用している方についてですが、今回この事業の見直しに当たりまして、私たちのプロセスがまずかったことにより大変多くの方にご心配をおかけした部分でござ

ざいます。既にサービスを利用している方、こちらの方につきましては、次回のプラン更新時期まではサービスを継続利用していただくことは可能でございます。また、現在サービスを継続利用していることで現状を維持できている方は、プラン更新時のケアマネジャーのアセスメント結果に基づきましては、また引き続き利用することも可能となっております。

それでは、またページをちょっと飛ばしまして、10ページへお進みください。

次に、健康向上通所型サービスから今度は対象外となった方たちの受皿についてでございますが、ひたちなか市には、先にも申し上げましたとおり健康維持通所型サービスというもの——すみません、1つずつ説明をしていきます。ひたちなか市にあるサービスとして、まず（1）健康維持通所型サービス、6か所の事業者が指定を受けて実施をしております。内容としましては、半日のミニデイサービスで体操やレクリエーションを実施しています。利用者は約80名となっています。受入れ可能な定員増加の見通しとしましては、各事業者へ確認をさせていただいたところ、今後利用者を約2倍に増やすことが可能であると、お返事をいただいております。また、7月から新規で指定する事業者が3か所ございます。今後も随時相談を受けてまいりますので、事業者は増えていくと考えております。

続きまして、（2）短期集中通所型サービス、こちらは社会福祉協議会に委託しまして、現在市内2か所で実施をしております。内容については、利用者がリハビリ専門職の指導、面接の下、3か月という集中した期間で利用者自身に合った生活改善プログラムを習得することを目的に実施しております。こちらは運動だけではなく、栄養指導や口腔機能訓練など、包括的なプログラムを実施しております。利用者は現在約70名です。定員増加の見通しとしましては、今後3割程度増やすことが可能となっております。

次に、（3）としまして、一般介護予防教室、通いの場です。①元気サポート教室、高場、金上、社協が2か所で実施をし、こちらは送迎もついております。

②として、先ほどから何度かお話しさせていただいておりますが、ときめき元気塾、こちらは市のオリジナルである元気アップ体操、茨城大学の上地教授に考案していただいた体操ですが、こちらを地域の自治会の皆様が、131人のサポーターの皆様が地域で実施をしてくださっている体操教室になります。

③のシルバーリハビリ体操教室、こちらは市が主催で実施している13か所のほかに、各グループが独自で開催している教室もありますので、合わせると54か所で、市内の各コミセンなどでシルバーリハビリ体操指導士が実施をしております。こちら指導士は142人おまして、令和6年度の実績としては、ときめき元気塾は全体で706回、1万75人が参加、シルバーリハビリ体操は265回、7,649人が参加しております。

続きまして、11ページへお移りください。

事業所等への事前説明についてでございます。今回ご指摘をいただきましたとおり、事業者様や関係者様への事前の説明というのが足りなかったということは反省しております。大変申し訳ございませんでした。その中で、ひたちなか市高齢福祉課が実施しました説明会や講演会についてご説明いたします。

まず、サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、市関係課を対象に3回ほど実施させていただきました。第1回目は、令和7年3月25日にオンラインによる講演会を開催しております。こちらは株式会社日本能率協会総合研究所の服部真治先生を講師として迎え、地域支援事業実施要綱と総合事業ガイドラインの改正のポイントということでご講演をいただきました。内容としては、要綱改正の背景や、今後市町村が総合事業にどのように取り組むべきかについての内容でございました。出席人数は、オンラインで74名となっております。当日参加できなかった事業者の方々に対しまして、ユーチューブでの動画配信を実施し、再生回数は150回を超えております。

第2回目は、令和7年5月23日に、第1回目と同じようにオンラインでの説明会を実施いたしました。この時の出席人数は224名です。内容としましては、具体的な見直しの内容に係る説明を行いました。この説明会も前回同様、参加できなかった方には、アーカイブでご覧いただけるようにユーチューブでの動画配信を実施しております。配信再生回数は260回です。この説明会の際は、当日は質疑応答をその場では受けませんで、皆様からメールで質問を受けるということにさせていただいております。後日、関係者の皆様からいただきました質問を1つに集約しまして、参加された皆様に共有したところでございます。しかしながら、その場で直接質疑応答がなかったことに対しまして、事業者の皆様方からは不満の声をいただいたところでございました。

それを受けまして、今度は第3回目、令和7年6月16日に第2回目の説明会を実施いたしました。こちらはオンラインと会場参加ということで、ハイブリッドでの開催といたしました。出席者数は会場が20名、ウェブ参加が100名、合わせて120名程度でございました。実際には、ウェブ参加の皆様は100名を超える人数がいらっしゃるというふうに聞いております。内容としましては、再度見直しの内容説明と、前回の説明会で多かった質問への回答、また再度の質疑応答を行いました。こちらもユーチューブでの動画配信をしております。

今回のこの6月16日の質問に関しまして集約し、参加した関係者皆様に周知をするところでございます。この3回の講演会、説明会に出席いただいた延べ人数は418人となっております。カウントしただけで418人でございますので、実際にはそれ以上の方が聞いてくださっているかなと考えております。

また、今回関係する維持型事業所、向上型事業所、それからケアマネジャーの事業所、こちらの中で実際に聞いていない、1度も聞いていなかった事業所さんがあるかどうかということを確認しましたところ、私たちのほうに登録がない事業者さんが7事業者ありました。しかしながら、その7事業者全てに聞き取りをしたところ、実際にはこのいずれかの説明会で説明を受けてくださっております。1事業者だけ、1度も説明会に参加をしておりませんでしたので、そちらの事業者にも電話をしまして、こちらユーチューブで配信しているものをまずはご覧くださいと、その後必要があればこちらから個別にご説明を差し上げますのでお問い合わせくださいというふうに対応をさせていただきました。

それからまた、この説明会だけでは足りないということで個別にご相談も受けておりました

ので、そちらについては直接窓口に来ていただいたり訪問したりなどして、個別の説明や対応をさせていただいているところでございます。

最後のページになります。こちらの資料は、国の介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会の資料からの抜粋になります。

こちらの資料にも書いてあるとおり、総合事業は高齢者が地域で自立した生活を送るための地域づくりの基盤であると位置づけております。ひたちなか市もこの総合事業を単なるサービスを提供するものということではなく、地域づくりであると考え、このたびこの見直しに取り組みたいと考えたところでございます。

至らない説明ではありましたが、説明は以上となります。

○清水（健）委員長 ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑ありませんか。萩原委員。

○萩原委員 説明ありがとうございました。今後、高齢者の人口が増加し、要支援者も多様化していく中で、本当に必要性の高いサービスを提供できるように、また財政的には持続可能な制度としていくために、この介護予防・日常生活支援総合事業について見直しを行いながら展開していく必要があり、今回の実施の趣旨については私も理解はしております。

先日の同僚議員の一般質問で、本市は受皿というものが以前から徹底しているし、まだ増やせる余地があるから、先行して実施するんだという答弁がありました。これ、なぜこの7月1日から実施となったのか、なぜこの7月1日でなければならなかったのか、その理由と経緯を伺うのと、併せて、検討してきた中で、例えば次年度の切り替わるタイミングにしたほうがいいんじゃないかとか、また新プラン策定時に、次のプランを策定するときにこれ組み入れてそれから実施するとか、そういった議論はなかったのか、伺います。

○清水（健）委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 ありがとうございます。そうですね。まず、事前の説明が足りなかったというところで、大変このプロセスについては反省すべきところがあると考えております。なぜこの時期であったかということなんですけれども、まず国の改正を受けまして、私どものほうも、この課題というのが喫緊の課題であるというふうに捉えました。要介護1、要介護2が下りてくるかもしれないという中で、総合事業を整備していかなければならない。ただ、私たち、データを持っていないということもありましたので、早い段階で早急に取り組むことによって、次の10期のプランまでに必要なデータを少し収集することができるのではないかと考えた部分もございます。

7月1日というのは、本当は、実は4月1日からスタートしたいと思ったぐらいのところではあったのですが、準備がまず間に合わないということもございましたし、何より説明ができていないということもございました。ひたちなか市の要綱もございますので、要綱改正のスケジュールも踏まえまして、7月1日ということにしたわけなんです、これが拙速であったと言われれば確かにそうかなというふうには感じております。

しかしながら、この見直しについて早く取り組むということは非常に大事なことだと考えて

おります。今、次の10期プランでどのぐらいひたちなか市がこの総合事業をフルモデルチェンジできるかというところは、これからのこの1年半にかかっていると思っていて、私たち、ここで、今回見直しをさせていただいた中で見えてくる課題というのが必ずあると思っていて、今年度ニーズ調査をして、来年度計画を策定いたします。その計画を策定するときに、何もデータがないのであれば、私たちはまた引き続き現在の9期プランを継続する、もしくはちょっとだけ変えるというようなプランになるかと思いますが、今見直しをすることで新たに見えてくる課題、そういったものを取り込んで新たなプランを計画したいと思っております。

○清水（健）委員長 萩原委員。

○萩原委員 ありがとうございます。これ、全国的にデータがちゃんと取れていないというのが本当に問題になっているということを私も理解しています。今説明を聞いて、この10期プラン、すごい期待しているところではあるんですが。これ、あくまでも私個人で感じていることですが、本市はよく他市町村の動向を見て、近隣市町村の動向を見てとかいう答弁が、発言されることが多いように感じていまして、施策を確実に的確に推進するに当たって、そういうふうにしてきたのかなとすごく思うんですが。ただ今回、そういった中でも、非常に短期間でこのように施策を実施するのはまれだなと思っています。こういう施策を先駆けて実施することは、市民の方々からはすごく歓迎される場合も当然あります。その逆も当然あるわけで、そしていろんなところから、声が大きく上がるのは、これもう前もって当然予測できるはずです。今回、準備時間が短かったということで、先ほど来、反省のいろいろなお言葉をいただいていますけれども、やはり関係各所への下準備というところで、説明の不足やらとか、やや不足してしまっていたのではないかと私も個人的に思っています。

先ほどの説明でも、3月25日に行われた地域支援事業実施要綱改正に係る講演会のときに、7月1日から改正するんだという話が司会者からそんなのが確かにあったかなというのも伺っています。ただ、このときには、非常に、74名の参加者ということで、限られた参加者で、なかなかそこから広がらなかった。それで、4月の市報に掲載されて初めて知ったというふうなケアマネジャーさんも多かったり、またケアマネの中でも、市報を見ていなくて、利用者さんから言われて初めて知ったと、そういう方もいたというのも聞いています。

5月23日に事業者向けの1回目の説明会を開催しましたが、先ほども言っていましたが、このとき質疑応答もなく、一方的に説明して終わってしまったということで、やはり誤解を招いてしまったり、今回の混乱を招いているんだと思います。職能団体等からの要望もあって、私、要望書も見ましたが、6月16日に2回目の説明会を開催して、そのときに介事協がアンケートを取ってくれて、そういったことにちゃんとしっかり丁寧に説明をしてくれたことも伺っています。

先ほどから言っていますけれども、こういう施策を実施していく上で、改めて関係機関の方に対して、このようなプロセスがどうだったのかというのをもう一度市の見解をお伺いしたいと思います。

○清水（健）委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 議員ご指摘のとおりだと思います。本来であればやはり、まず初めに現場の声、総合事業の肝となるのがケアマネジャーだと思っているんです。ですので、まずは現場の声を聞いた上で、現場からの声を拾い上げて、さらに見直しをしようと思っていますよということ、どうですかねということをもまず現場から聞き、現場の声を拾ってから私たちが進め、また各介事協でありましたり、ケアマネ協会でありましたり、そういった各方面の団体にもお示しをした上で、説明をした上で、それから今度は市報に載せて、現場の方たちにご理解をいただいた上で市報に載せるということが、まずは必要だったかなというふうに思っています。確かに議員がおっしゃるとおり、現場で市民に突然言われて、ケアマネの皆さんが苦勞したということも伺っております。今回のこのプロセスの誤りにつきましては、大変申し訳なかったと反省しております。申し訳ございません。

○清水（健）委員長 萩原委員。

○萩原委員 ありがとうございます。ケアマネの方からも私いろんなお話聞いていまして、やっぱり今一番矢面に立って、現場の方にいろんなこと言われて、よくも言われるし、悪くも言われる、両方、本当にもう板挟みになっている。しかも、施策の中に、例えば市民のためを思っただけで、「等」という言葉を入れて幅広くしたつもりが、実は逆にこれがケアマネの負担になっちゃっているし、なかなか一律の判断基準がなくなったりしてしまっただけで判断に迷ったりとか、また、おおむね90歳とかそういう言葉があったりとかというところもあるんで、そういうところでもケアマネの皆さんの意見を聞いて、今後改善できるところは改善してほしいと思います。

この施策の推進に当たっては、本当、実際現場に関わり実務される方のご負担があつてですし、この実務される方の協力なしには、市民の理解というのは得られないということが今回もよく分かったと思います。そのような観点からも、先ほど課長の答弁でもありましたが、やはり前もって丁寧な説明だったり、こうした準備をしっかりとやるということが大事なんだと思います。

先ほども私、名前出しましたけど、本市には、他市にはない51事業所の方から成るひたちなか市介護サービス事業者連絡協議会というのがあって、様々な事業者の横のつながりを持ち、しっかりと連携され、これまでの本市の福祉向上に多大なるご貢献、ご尽力をいただけてきているわけでございます。この総合事業も、今後さらに展開していくでしょうし、ほかの様々な福祉施策を推進していく上で、こういった介事協とかの皆さんの関係団体の方との連携をより密にしていかなければ進められないわけですから、今後そういったところを歩み寄ってしっかりと進めていただきたいというのと、また、今後地域全体での支え合いが当然不可欠になってくる中で、市役所の中でも、これ恐らくいろんな所管との連携が必要になると思うんですね。例えばさっきも出ていました新たな戦略的な通いの場として必要になってくる、これからね。その中で本市は、元気サポート教室とか、ときめき元気塾とか、シルバーリハビリ、本当これやっておいてよかったなと今になって思うし、これ、一体化しろという声もあったような、たしか、かもしれないけど、むしろたくさんあつてよかったなと、そっちに紹介できると。

それ以外にも、例えば高齢サロンとか、そういうところの紹介にもなるかもしれないし、そ

ういったときに、いろいろな所管との連携が必ず必要になってきますから、そういうところも、ぜひ密接にやっていただきたいと思います。

そして、何よりも、今回該当する市民の方々への周知とか説明を市役所、市の責任の下、今後もしっかり行っていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 10ページの健康向上通所型サービスからの受皿についてということで、健康維持通所型サービスが1番に出てきているわけですが、この向上型と通所型の基準の違いについて、ちょっと説明をお願いします。

○清水（健）委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 健康向上通所型サービスと維持通所型サービスの基準ですね。

まず、健康向上通所型は、そこに配置している人員の基準としまして、管理者、常勤で専従1名、生活相談員、これは社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員など専従が1名、看護職員が1名、介護職員が専従で1名、また機能訓練指導士、リハ職や柔道整復師など、こういった方が1名以上というふうになっております。

それと比較しまして、健康維持通所型サービスのほうにつきましては、管理者、専従で1名、その他従事者として資格要件のない、特に定めのない方が専従で1名以上ということになっております。

以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、受皿と言っても、非常に専門性が全然違うんですね。資格要件ないと、維持型は。でも、市の考え方としては、そういう専門性を必要ない人たちを維持型のほうにということだということなんですけども。健康向上型のほうは1日デイサービスで、食事も入浴もあって、維持型のほうは半日デイなので、食事もないし入浴もないと。ちょっと私の知り合いの人で、今要支援1でデイサービス、週に1回通っている方がいるんです。もう入浴はそこでしかやらない。自宅のお風呂もあるんですけど、浴槽が深くて怖くて使えないという方がいて、ご主人もいるんですけど、認知症の方なんです。その方は要支援1なので、市の基準からするともう向上型は使えなくなる。そうすると、もう入浴どうするんだろうということを心配されているわけなんですけども、そういう方ももう向上型は使えなくなるということでよろしいのでしょうか。

○清水（健）委員長 望月高齢福祉課長。

○望月高齢福祉課長 今のお話にありましたが、今回の見直しの中で、確かに要支援1、要支援2、またそこに特定の疾患、疾病、こういったものを設定はしておりますが、個々の高齢者の方の状態というのを今回はアセスメントをしっかりといただくことにしておりますので、今回の今議員のお話にありましたように、ご高齢のご夫婦が2人で生活をなさっていて、奥様のほうはご主人の介護を1週間毎日されている。そのような中で、お家のお風呂を一人で

利用することが難しくなっている、そういった方に関しましては、現在、もし健康向上型を使われているということであれば、そのまま継続してご利用いただくことができます。

今回の見直しは、この要件に沿って、今現在使っていただいているサービスを取り上げるとか、そういうようなものではございません。その方がそのサービスを使うことによって、現在の状態を維持することができて、かつ在宅で過ごすことができるということであれば、そのサービスは必要なサービスであるというふうに捉えますので、継続してご利用いただくことが可能だと考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 それを聞いて安心したんですけど、そうは言っても、市報にも、今この資料にもですけども、健康向上型デイサービスの利用は対象者が限定されますということで、進行がんとか、進行性難病、認知症、精神疾患、等とついて、この「等」でケアマネさんも悩むんだってお話がありましたけども。この今の私が申し上げた例は、「等」の中に入るのだと思うんですけど、そこまで「等」に入るのかどうかということが想像できないと思うんです、ここまで限定的に書かれちゃうと。ということで、この辺りの運用の仕方が、今後しっかりやっていると、ケアマネさんによってケアプランが違ってきちゃったりするんじゃないかなという心配もありまして、その辺り、どういうふうにお考えでしょうか。

○清水（健）委員長 野澤高齢福祉課係長。

○野澤高齢福祉課係長 ご説明させていただきます。この介護予防マネジメントには、必ずケアマネジャーがついてケアプラン、サービスを位置づけることになっておりますので、本当のその必要性のところはケアマネジャーが見ていくことになります。本当に申し訳ないし、「等」とか「など」ということで、何というんでしょうか、少し範囲を広げているんですけども、そこを必ず本人の身体状況、それから家族の介護状況とか、それからもちろん家屋の状況とかも全て見て、必要性を位置づけるので、そういったことが、ご病気に限らず、そういったほかの状況も加味されてサービスが位置づけされるというふうに考えております。

以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 これまでもケアマネさんは一人一人の高齢の方の状況を見て、家族を見て、家屋を見てケアプランを立ててきたんだと思うんです。その専門性に立って、これからもしっかりと仕事ができるように、市のほうでもしっかりと相談に乗ってほしいと思いますし、いろんな周知をしていただきたいと思います。お願いします。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについてを終了します。

執行部の皆様は退席していただいて結構です。

（執行部退席）

○清水（健）委員長 傍聴者の方も退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）

○清水（健）委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見などありませんでしょうか。

（「正副一任」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 ただいま正副一任というお声をいただきましたが、正副一任という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしということで、そのようにさせていただきます。

案件の中身については、またご案内させていただきますが、日程案について協議をさせていただきますと思います。

第1候補日、令和7年8月1日になります。皆様、ご予定のほうはいかがでしょうか。8月1日（金曜日）、よろしいですか。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 念のため、第2候補日なんですけども、7月28日になります。月曜日ですね。いかがでしょうか。

（「午前中をお願いします」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 7月28日については、AMということですね。第1候補日から、まずは調整をさせていただきますので、調わない場合には、第2候補日、7月28日（月曜日）の午前というような形で調整を進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 ありがとうございます。

それでは、調査案件等につきましては、先ほども申し上げましたが、ご一任をいただきましたので、改めてご案内をさせていただきたいというふうに思います。開催する際の予定通知にてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、閉会中の所管事務調査についてを終了します。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただきまして、継続調査申出書（案）をお開きください。

事務局職員に説明させます。石川係長。

○石川係長 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○清水（健）委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 意見がなきようですので、この案のとおり提出をさせていただきたいと思います。提出させていただくことにつき、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしということですので、この原案を本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 ほかに特になきようですので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了となります。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午後0時4分 閉会